



成年後見制度利用促進に向けた精華町の取組

京都府・精華町

健康福祉環境部 福祉課

社会福祉係 藤田 恭平



1. 精華町の概要

基礎情報（平成30年10月1日現在）

人口	37,417人	面積	25.68 k m ²
65歳以上の人口	8,789人	高齢化率	23.4%
要介護認定者数	1,468人	療育手帳保持者	292人
町長申立て （過去の実績）	5件	日常生活自立支援事業 利用者	23人
地域包括支援センター	2か所（委託）	障害者相談支援事業所	1か所（委託）

成年後見制度利用者（平成29年12月31日現在）

後見	保佐	補助
18人	6人	1人

京都府の南西端にあり、奈良県との県境に位置している。
関西文化学術研究都市の中心として、研究開発施設が多く集まっている。

2. 自治体マップ



3. 成年後見制度利用促進に向けた取組

- ① 市民後見人養成研修の開催
- ② 市民後見人候補者の推薦
- ③ 日常生活自立支援事業
- ④ 福知山市成年後見センターの視察
- ⑤ 中核機関設置に向けた勉強会
- ⑥ 中核機関設置に向けた準備会

①市民後見人養成研修の開催

平成24年度・平成30年度に実施

(平成24年度)

◆修了者：13名（男性9名、女性4名）

◆精華町市民後見人連絡会の設立（住民主体の組織）

- ・成年後見専門のNPO法人が受任する法人後見のケースについて、身上保護等の実務を担当

- ・月に一度、勉強会（事例検討、活動報告等）を実施

(平成30年度)

◆受講者：11名（男性2名、女性9名）



研修修了者のサポート体制が不十分であることから、成年後見の専門機関が必要である。

②市民後見人候補者の推薦

◆養成研修修了者の中から、後見人候補者を家庭裁判所へ推薦し、裁判所の面談を経て、11月中には審判が下りる予定。



裁判所から選任されれば、
★精華町では第1号の市民後見人★



市民後見人をチーム及び協議会として支えるためには、成年後見の専門機関が中心となり、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備が必要。

③日常生活自立支援事業

■利用者の状況（10月1日現在）

認知症高齢者：12名、知的障害者：6名、その他：5名

■課題について

認知症の方が多く、後見人が必要なケースが増えていることから徐々に成年後見制度の利用につなげているが、申立てに時間を要することから、それまでの間は本事業で対応している。



継続的な支援を行うためには、社会福祉協議会が法人後見を行うなど、成年後見制度に関する専門的な知識や技術が必要。

④ 福知山市成年後見センターの視察

- ◆日程：平成30年6月20日（水）
- ◆場所：福知山市社会福祉協議会
- ◆参加者：行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、
障害者相談支援事業所、障害者自立支援協議会、
市民後見人連絡会 計15名



⑤ 中核機関設置に向けた勉強会

- ◆日程：平成30年7月30日（月）
- ◆会場：精華町役場
- ◆参加者：外部の有識者及び町内の権利擁護関係者
- ◆趣旨：成年後見について、関係者間での知識水準の統一を図ることを目的に、体制整備の根拠法である成年後見制度利用促進法及成年後見制度利用促進基本計画の要点を学ぶ。また、精華町における成年後見の現状及び課題を整理することで、成年後見の体制整備の在り方等について意見交換を行う。

内 容

- ①成年後見制度利用促進法及び利用促進基本計画について
講師：京都弁護士会
- ②精華町における成年後見の現状と課題について
報告者：精華町福祉課
- ③日常生活自立支援事業における現状と課題について
報告者：精華町社会福祉協議会
- ④意見交換

(参加者所属) 合計22名

京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター・・・1名

京都府健康福祉部障害者支援課・・・1名

京都家庭裁判所・・・2名

京都府社会福祉協議会・・・2名

京都弁護士会・・・1名

京都司法書士会・・・1名

京都社会福祉士会・・・1名

精華町北部地域包括支援センター・・・2名

精華町南部地域包括支援センター・・・1名

精華町社会福祉協議会・・・3名

相楽地域障害者生活支援センター・・・1名

精華町市民後見人連絡会・・・2名

精華町地域障害者自立支援協議会・・・1名

精華町健康福祉環境部福祉課・・・3名

⑥ 中核機関設置に向けた準備会

中核機関の運営等の在り方については、外部の有識者及び町内の権利擁護関係者と十分協議し、意見等を反映させることが重要であることから、準備会は3回程度開催予定。



(第1回準備会)

- ◆日程：平成30年11月5日（月）
- ◆参加者：外部の有識者及び町内の権利擁護関係者
（7月の勉強会と同様）

内容

中核機関の実施要領（案）を提示し、以下の事項について意見交換を行う。

- ①中核機関の運営体制、重点施策、運営委員会について
- ②三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）との連携について
- ③ 精華町における地域連携ネットワークについて
- ④中核機関設置に向けたスケジュールについて

第1回準備会の様子



4. 精華町の中核機関について

設置形態：委託（社会福祉協議会）

日常生活自立支援事業の利用者の成年後見制度への移行支援、それに伴う法人後見の体制整備、市民後見人候補者の活動支援、高齢者及び障害者等の権利擁護支援などの実務を行う必要があることから、権利擁護関連の実績を有する精華町社会福祉協議会への委託とする。

予算額

4,500,000円～5,000,000円

事業概要（案）

- ◆ 権利擁護、成年後見制度に関する相談支援
- ◆ 申立て支援
- ◆ 成年後見制度に関する広報啓発
- ◆ 市民後見人の育成及び活動支援
- ◆ 関係機関（三士会、家庭裁判所等）との連携

5. 成年後見制度利用促進に取り組む意義

課題

- 精華町では、認知症高齢者の成年後見申立てや相談件数が増加傾向。
- 障害者については、町長申立ての実績がなく、相談件数も少ないことから、制度が必要な人に必要な支援が届いていない。
- 行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会等において、成年後見制度に詳しく、十分な相談支援を行える人材が少ない。



成年後見制度利用促進の取組を通じて

- ◆ 高齢分野と障害分野が連携し、情報共有できる仕組みを作ることで、相談件数の少ない障害分野の利用を促進する。
- ◆ 法律等の専門職とネットワークを構築することで、チームをバックアップできる仕組みを作る。



「地域共生社会」の実現に向けた一助とする。

6. 京都府による市町村支援

- ◆ 府内では、毎月、京都府、京都府社会福祉協議会、京都家庭裁判所が連携し、成年後見に関する情報交換会を実施。
- ◆ 府内の三士会（京都弁護士会、京都司法書士会、京都社会福祉士会）が成年後見制度利用促進に向けた連携体制を構築。



- ◆ 京都府主導により、京都府社会福祉協議会、京都家庭裁判所、三士会が連携し、市町村における成年後見制度利用促進に向けた取組を積極的にバックアップ。

例) 市町村において、中核機関を設置する場合、立ち上げに向けた準備会等に参加し、提案や助言等を行う形で支援。

7. 最後に

★運営上の課題について

▶▶▶ 精華町の人口・財政規模では、単独での運営は財政負担が大きい。

★持続可能な運営に向けて

▶▶▶ 広報啓発を通して、相談支援等で実績を積み、財政当局に対し、中核機関の必要性を示していく。

★今後の展望として

▶▶▶ 将来的には、広域による中核機関の運営（10万人規模で1カ所）をめざして、京都府と連携し、近隣市町村へ働きかけていく。

ご清聴、ありがとうございました